

「 茨城キリスト教大学 ガバナンス・コード 」

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 | 2 |
| 1-1 建学の精神 | |
| 1-2 教育と研究の目的（茨城キリスト教大学の使命） | |
| 第2章 学校法人運営の基本（安定性・継続性） | 4 |
| 2-1 理事会 | |
| 2-2 理事 | |
| 2-3 監事 | |
| 2-4 評議員会 | |
| 2-5 評議員 | |
| 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） | 9 |
| 3-1 学長 | |
| 3-2 教授会 | |
| 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） | 10 |
| 4-1 学生に対して | |
| 4-2 教職員等に対して | |
| 4-3 社会に対して | |
| 4-4 危機管理および法令遵守に係わる取組み | |
| 第5章 透明性の確保（情報公開） | 12 |
| 5-1 情報公開の充実 | |
| おわりに | 14 |

はじめに

2019（平成 31）年 3 月 28 日に開催された日本私立大学協会・第 150 回総会において、各会員校における私立大学版「ガバナンス・コード」＜第 1 版＞が了承されました。第 1 版において示された「ガバナンス・コード」策定の目的・意義は次のとおりです。

「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育、研究、社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

出典：日本私立大学協会 私立大学基本問題研究委員会・大学事務研究委員会
「日本私立大学協会憲章『私立大学版 ガバナンス・コード』＜第 1 版＞」、
第 150 回総会、平成 31 年 3 月 28 日。

茨城キリスト教大学は、学校法人茨城キリスト教学園寄附行為および建学の精神（教育理念）を基としてその使命を遂行してゆくにあたり、上記の目的・意義を協会員校として参酌し、ここに「茨城キリスト教大学ガバナンス・コード」を策定しましたので、広く社会の皆様に対して公表いたします。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「我らが学園の教育理念」
茨城キリスト教学園は
キリスト教の精神に基き、
謙虚に真理を追求し、
公正を尊び、真の隣人愛をもって
人と社会に進んで奉仕し
人類の福祉と世界の平和に貢献する
人間の育成を目的とする

教育理念を基に、次のスクールモットーを掲げております。

P e a c e T r u t h L O V E 平和と真理と、愛

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像（茨城キリスト教大学学位授与方針より）

建学の精神・理念に基づく各学部の人材像は、次のとおりです。

<文学部>

現代社会に対する独創的で堅実な視点から、「英語」「教育」「保育」「異文化交流」など多様な分野において地域と国際社会に奉仕できる人材

<生活科学部>

心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る「心理」「福祉」「食物」などの分野における人材

<看護学部>

人々の「よき生」を支え育むことに寄与する「知恵」を持った看護人材

<経営学部>

経営学の専門知識、経営に関する倫理観と行動力（社会人基礎力）を持ち、それによって現実社会に適切に対応し、将来を見据える能力を備えた人材

1-2 教育と研究の目的（茨城キリスト教大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的および研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的（学則第1条）

本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

② 各学部の教育目的（学則第2条）

<文学部>

文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

- 1) 現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する。
- 2) 児童教育学科児童教育専攻は、初等教育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成する。
- 3) 児童教育学科幼児保育専攻は、初等教育および保育に関する専門知識を有し、就学前の子どもの教育、保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成する。
- 4) 文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する。

<生活科学部>

生活科学部は、心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す。

- 1) 心理福祉学科は、心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する。
- 2) 食物健康科学科は、人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する。

<看護学部>

看護学部看護学科は、生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す。

<経営学部>

経営学部経営学科は、幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を持った職業人の養成を目指す。

③ 大学の研究目的

地域社会の様々な課題の解決に寄与する研究や、地域のグローバル化に寄与する研究を推奨する。

(2) 中期的な（原則として5年）計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な計画を策定します。
- ② SWOT分析による強み・弱みを踏まえ、中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な学園中期経営計画および具体的なアクションプランの検討・策定・実行・評価・検証を行います。

- ③ 経営に関する単年度ごとの中期計画の進捗状況、財務状況については、学園常任理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めていきます。
 - ④ 教学に関する中期計画の進捗状況については、自己点検・評価運営委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある大学運営に努めていきます。
 - ⑤ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
 - ⑥ 大学改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
 - ⑦ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど、大学全体の取組みを徹底します。
 - ⑧ 中期的な計画に盛り込む主な内容
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現の見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制
- (3) 私立大学の社会的責任等
- ① 運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上および経営の透明性の確保を図るように努めます。
 - ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の教育関連機関、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの適切な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学運営を進めます。
 - ③ 大学の教育目的達成のためには、男女共同参画社会への対応、障害を理由とする差別の解消への対応をはじめとする「多様性」への対応を実施します。

第2章 学校法人運営の基本（安定性・継続性）

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、学校法人茨城キリスト教学園の経営強化に努め、業務を決し、理事の職務遂行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等

- ア 理事会において議決する学校法人茨城キリスト教学園における重要事項を寄附行為等に明示します。
- イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
- ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事および大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、理事および大学の運営責任者（学長、副学長および学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委譲
 - ア 理事会は、学長が任務を果たすことができるようにするために必要な大学における教学事項の権限を委ねています。
 - イ 学長が副学長・部長職を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
 - ウ 各々の所掌する業務および所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等により可視化を図ります。
 - エ 大学学長に委任した教学事項は、教授会での検討をはじめとして、教学の関連会議での審議を通じて、教育・研究の自律性と専門性を保ちます。
- ⑤ 実効性のある開催
 - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に全理事で共有します。
 - イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人茨城キリスト教学園に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人茨城キリスト教学園または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員（理事・監事）も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人茨城キリスト教学園に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

- (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化
 - ① 理事長は、学校法人茨城キリスト教学園を代表し、その業務を総理します。
 - ② 理事長を補佐する担当理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
 - ③ 理事長および理事の解任については、学校法人茨城キリスト教学園寄附行為および同施行細則に則ります。

- ④ 理事は、法令および寄附行為を遵守し、学園のために忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人茨城キリスト教学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長および監事に報告します。
- ⑦ 学校法人茨城キリスト教学園と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 理事の選任

学校法人茨城キリスト教学園寄附行為に基づき、理事は以下のとおりとします。

- ① この学園の総長
- ② この学園の大学学長
- ③ この学園の高等学校校長および中学校の校長の内から理事会において選任された者 1 人
- ④ この学園の高等学校および中学校の副校長の内から理事会において選任された者 1 人
- ⑤ この学園の事務局長
- ⑥ 評議員の内から評議員会において選任した者 3 人以上 4 人以内
- ⑦ この法人に関係ある学識経験者より理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内

(3) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、学園の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(4) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学園の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 学園は、外部理事に対し、理事会の審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(5) 理事への研修機会の提供と充実

学園は、全理事に対し、十分な研修機会等を提供し、その研修内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。

- ② 監事は、その責務を果たすため、学校法人茨城キリスト教学園監事会規程・学校法人茨城キリスト教学園内部監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人茨城キリスト教学園の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、または理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人茨城キリスト教学園に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対して当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は、2人以上3人以内置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人茨城キリスト教学園監事会規程・学校法人茨城キリスト教学園内部監査規程等を作成しています。
- ② 学園は、監査機能強化のために監査室を置きます。
- ③ 監査室は、毎年監査計画を定め、関係者に通知します。
- ④ 監査室は、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会および評議員会に報告し、公表します。

(4) 監査業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（および内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 学園は、監事に対し、十分な研修機会等を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学園は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実・向上のため、常勤監事の設置を目指します。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

学校法人茨城キリスト教学園寄附行為に定める次に掲げる事項について、理事長は、予め評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）および重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員の議決を要する場合を除く。）および第 3 号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学園の業務若しくは財産の状況または役員（理事・監事）の業務執行の状況について、役員（理事・監事）に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員（理事・監事）から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、学校法人茨城キリスト教学園寄附行為に則り、次に掲げる者として選任します。
 - ア 学園の教職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 学園の設置する学校を卒業した者で年令 25 才以上のものうちから理事会が選任した者
 - ウ 上記アおよびイに規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学園の業務若しくは財産状況または役員（理事・監事）の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を評議員として選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任します。

⑤ 評議員は、上記②から④に則り選任される 23 人以上 32 人以内とします。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学園は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学園は、評議員に対し、十分な研修機会等を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第 1 条に掲げる「本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、大学所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。
- ③ 学長は、自らが学校法人茨城キリスト教学園理事会の構成員であることを十分意識して委任された権限を行使します。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 学則第 47 条第 2 項に則り、大学副学長を置くことができるようにしており、茨城キリスト教大学副学長選出規程において「副学長は、学長を補佐し大学の運営全般にあたりるとともに、次の職務を行う。(1) 学長の命ずる職務を遂行すること。(2) 学長に事故等あるとき、その職務を代行すること。(3) 必要に応じて、学長の命により会議に出席すること。この場合において、当該会議の構成員でないときは、議決に加わることはできない。」となっています。副学長の選出は、当該規程第 3 条で「学長が指名する。」と定められています。
- ② 学則第 47 条第 1 項に則る学部長の役割については、茨城キリスト教大学学部長選出規程第 2 条において「学部長は学長を補佐し大学の運営にあたりると共に、当該学部を統括する。」と定められています。学部長は、学長の命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理すると共に、学部に所属する教員を指揮監督します。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する

事項については、茨城キリスト教大学学則第 49 条において以下のとおり定めています。

<学部教授会>

- 1) 当該学部学生の入学および転科に関する事項。
- 2) 当該学部学生の試験および卒業に関する事項。
- 3) 当該学部学生の指導、厚生、賞罰に関する事項。
- 4) 他学部からの転部に関する事項。
- 5) 当該学部の教育課程に関する事項。
- 6) 当該学部の諸規程に関する事項。
- 7) 当該学部の教員の採用または昇任に関し、学園理事長に推薦する事項。
- 8) その他当該学部の運営に必要な事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

<合同教授会>

- 1) 本学学則・諸規程の改正に関する事項。
- 2) その他全学の運営に関する事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ① 学部ごとの3つの方針(ポリシー)
 - ア 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)
 - イ 教育課程方針 (カリキュラム・ポリシー)
 - ウ 入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)
 - ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
 - ③ 多様性の受容を促進するため、健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) 教職員の研修体制

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係わるPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価および自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検および評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況および各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報および保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者および社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 広く環境・社会・経済の観点から、社会全体を持続可能にしていく考え方を以って種々の課題について対応します。

4-4 危機管理および法令遵守に係わる取組み

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 学校法人茨城キリスト教学園茨城キリスト教大学における全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を設置し、組織として通報者の保護も図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令および日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されています。茨城キリスト教大学は、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表
 - ア 大学の教育研究上の目的
 - イ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
 - ウ 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）
 - エ 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数、各教員が有する学位・業績
- キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業者・修了者数、進学者数・就職者数・その他進学および就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法および内容ならびに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価および卒業または修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設および設備、その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係わる支援
- ス 学生が修得すべき知識および能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校および海外派遣・受入学生数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携ならびに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)および(2)については、Web公開に加え、担当部署に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした方針を策定し公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開を行います。閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も工夫します。

おわりに

日本における全大学数の約 8 割を担う私立大学は、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に貢献してきました。また、地域社会からの高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

その私立大学のひとつである茨城キリスト教大学は、建学の精神（教育理念）に基づき、今後も、学校法人茨城キリスト教学園寄附行為および茨城キリスト教大学学則に規定する目的を達成し、社会の発展に寄与し貢献していくために、この「茨城キリスト教大学ガバナンス・コード」を制定します。そして、それを規範として運用していくことにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤を基によき大学づくりを進めていきます。また、私立大学として教育、研究、社会貢献の機能強化を一層図り、社会的責任を全うすることにより、社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援に繋げていく所存です。